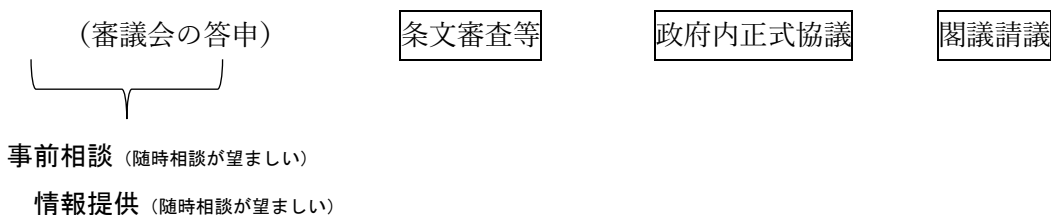


(参考1)

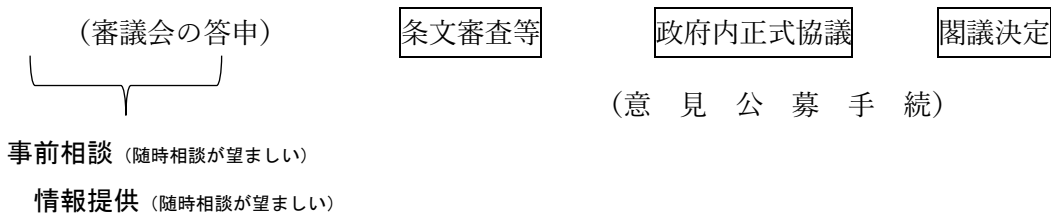
事前相談・情報提供のスケジュール（イメージ）

具体スケジュールはケースにより異なるが、条文案・決定案の変更可能なできる限り早期から内閣府への事前相談・地方六団体への情報提供を行うことが望ましい。

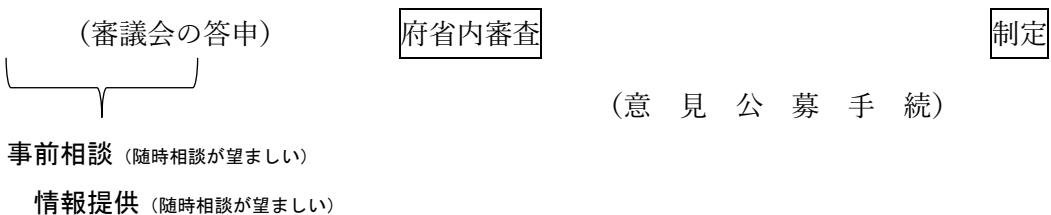
<法律案>



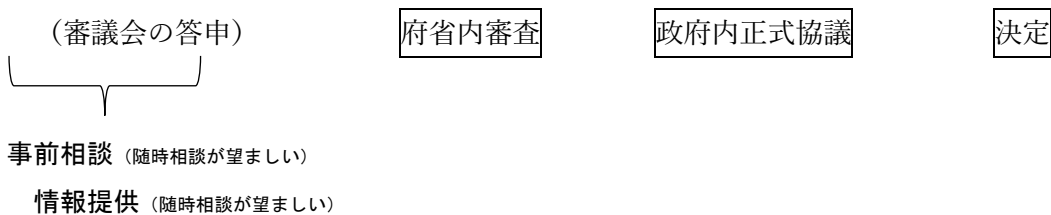
<政令案>



<省令・告示により、地方公共団体の事務負担が増減する場合>



<閣議決定により、地方公共団体の事務負担が増減する場合>



(参考2) 計画策定等に係る閣議決定

○経済財政運営と改革の基本方針 2021 (令和3年6月18日閣議決定) (抄)

第3章3. 国と地方の新たな役割分担等

(地方自治体間の補完・連携等)

(略)

また、市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。このため、内閣府及び総務省は各府省庁に対し制度・運用の見直し等必要な措置の検討を求める。立地適正化・地域公共交通計画について、一体的・広域的策定を推進する。

(略)

○令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定) (抄)

2 一括法案の提出等

(略)

地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う。

○経済財政運営と改革の基本方針 2022 (令和4年6月7日閣議決定) (抄)

第4章4. 国と地方の新たな役割分担

(略)

国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。

(略)

○令和4年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和4年12月20日閣議決定) (抄)

2 一括法案の提出等

(略)

計画策定等については、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和4年6月7日閣議決定)の基本原則に沿った対応となるよう、地方分権改革有識者会議での議論を踏まえ、制度の検討に資する国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政の進め方を示したナビゲーション・ガイドの作成を行う。

また、計画策定等を含む法律案等に関する内閣府への事前相談に加え、地方公共団体の全国的連合組織へ早期に情報提供を行うこととする。

(参考3) 市町村の多様性

○人口 出典：令和4年1月1日現在住民基本台帳口
 町村 170人～52,935人 市区 2,916人～3,755,793人

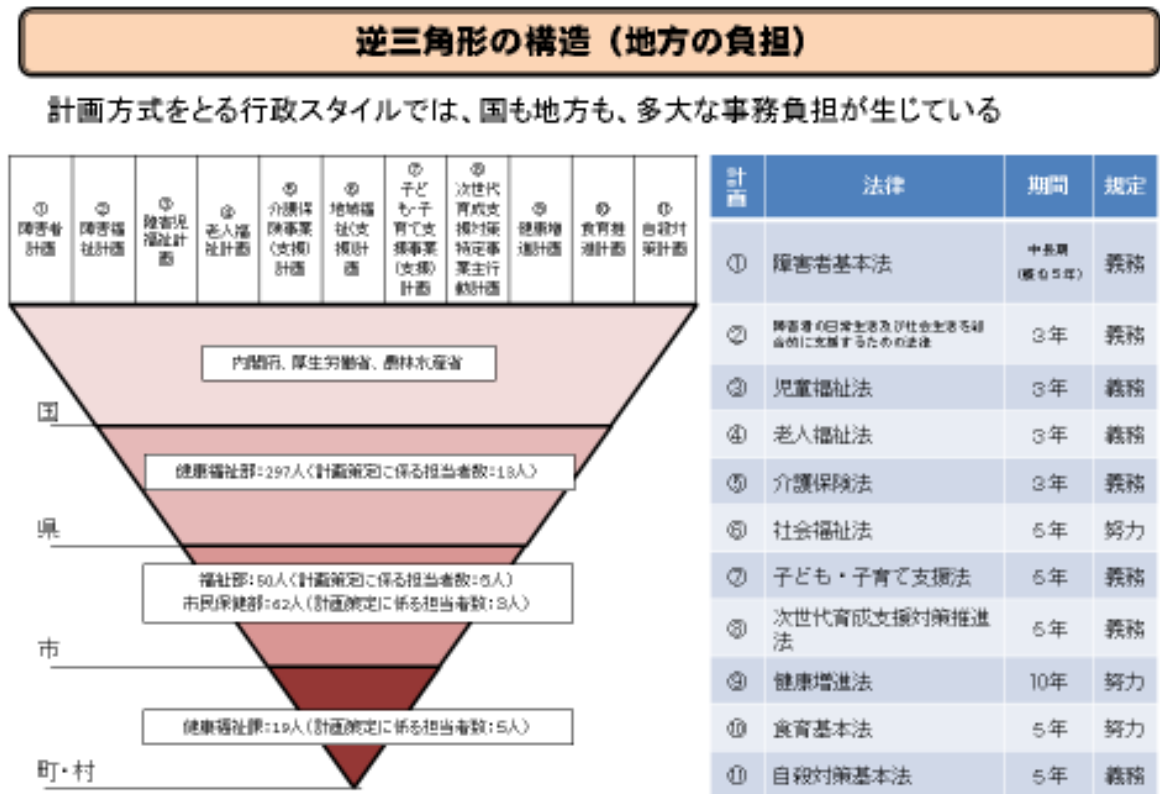
○面積 3.47km² ～ 2,177.61km² 出典：令和4年全国都道府県市区町村別面積調（10月1日時点）

○職員数（普通会計） 出典：令和4年地方公共団体定員管理調査結果
 町村 14人～389人 市区 106人～38,394人

職員数が小規模な町村		職員数が小規模な市区		(単位 人)
東京都御蔵島村	14	北海道歌志内市	106	
長野県平谷村	15	北海道赤平市	129	
長野県売木村	16	北海道夕張市	135	
東京都青ヶ島村	20	石川県羽咋市	145	
新潟県粟島浦村	20	岐阜県美濃市	155	
山梨県小菅村	20	三重県尾鷲市	161	
和歌山県北山村	20	北海道留萌市	175	
高知県大川村	21	鹿児島県西之表市	175	
沖縄県渡名喜村	21	北海道三笠市	176	
山梨県丹波山村	24	富山県滑川市	178	
東京都利島村	26	京都府宮津市	178	
沖縄県座間味村	26	新潟県加茂市	187	
奈良県野迫川村	27	北海道芦別市	188	
富山県舟橋村	28	佐賀県多久市	188	
長野県根羽村	28	大分県津久見市	189	
島根県知夫村	29	石川県珠洲市	190	
山梨県道志村	30	北海道砂川市	193	
長野県泰阜村	31	鹿児島県阿久根市	193	
岡山県新庄村	31	茨城県潮来市	197	
沖縄県粟国村	31	福岡県豊前市	197	
職員数が大規模な一般市・区		職員数が大規模な指定都市		
東京都世田谷区	5,331	横浜市	38,394	
東京都練馬区	4,231	大阪市	33,276	
東京都大田区	4,098	名古屋市	28,461	
千葉県船橋市	3,893	札幌市	19,435	
鹿児島県鹿児島市	3,853	神戸市	18,898	
兵庫県姫路市	3,686	京都市	17,339	
東京都江戸川区	3,542	川崎市	16,124	
東京都板橋区	3,514	福岡市	15,904	
埼玉県川口市	3,508	広島市	14,340	
東京都杉並区	3,407	さいたま市	13,857	
東京都足立区	3,367	仙台市	12,174	
兵庫県西宮市	3,287	北九州市	11,564	
愛知県豊田市	3,158	千葉市	10,537	
香川県高松市	3,068	堺市	9,705	
大分県大分市	3,045	新潟市	9,480	
富山県富山市	2,996	熊本市	8,988	
岡山県倉敷市	2,986	浜松市	8,681	
愛媛県松山市	2,977	岡山市	8,378	
栃木県宇都宮市	2,973	静岡市	7,880	
千葉県市川市	2,967	相模原市	7,744	

(参考4) 地方の負担

1 逆三角形の構造（平均的な規模な県・市・町村におけるイメージ）



2 全国で職員数が最も小規模な5団体の首長部局の組織

出所：各村 HP から

<p>A 村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課 ・ 住民課 ・ 産業建設課 	<p>B 村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課 ・ 住民課 ・ 産業課 	<p>C 村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課 ・ 産業課 	<p>D 村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合政策室 ・ 総務課 ・ 保健福祉センター ・ 産業振興課 	<p>E 村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課 ・ 住民課 ・ 環境建設課
--	--	---	--	--

（参考5）地方公共団体の総合計画

1 改正前の地方自治法の関連規定

＜都道府県＞ ※昭和31年改正で規定

旧地方自治法第2条第6項 都道府県は、・・・概ね次のような・・・もの进行处理するものとする。

一 地方の総合開発計画の策定・・・等で広域にわたる事務に関すること。

＜市町村＞ ※昭和44年改正で規定

旧地方自治法第2条第5項（その後4項） 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

2 昭和41年「市町村計画策定方法研究報告」（国土計画協会委託調査）

「市町村計画は、・・・

- ①基本構想—市町村又は市町村の存する地域における将来の目標及び目標達成の施策構想を基本的に取りまとめたもの
- ②基本計画—地域の将来の目標およびその目標に到達するための市町村の施策の大綱を体系づけてとりまとめたもの
- ③実施計画—基本計画で定められた市町村の施策の大綱を市町村が現実の行財政のなかにおいてどのように実施していくかを明らかにするためのもの

の3段階に区分して作成することが適当である。」

(参考6) 都道府県において複数の計画を一体的に策定している事例があるもの
(法定計画・通知等による計画)

都道府県において複数の計画を一体的に策定している事例があるもの

(法定計画・通知等による計画)

出所:計画策定に関する調査結果

(令和3年5月全国知事会地方分権推進特別委員会 地方分権改革推進WT)

○子ども・若者分野

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画 ・子ども・若者計画
- ・子ども・子育て支援事業支援計画 ・母子家庭等及び寡婦自立促進計画 ・母子保健計画
- ・都道府県貧困対策計画

○環境分野

- ・地域気候変動適応計画 ・地方公共団体(温室効果ガス排出削減等)実行計画
- ・環境保全活動等行動計画 ・都道府県廃棄物処理計画 ・都道府県食品ロス削減推進計画

○介護分野

- ・都道府県老人福祉計画 ・都道府県介護保険事業支援計画 ・介護給付適正化計画

※老人福祉計画と介護保険事業支援計画を一体作成する旨法定

○障害分野

- ・都道府県障害者計画 ・都道府県障害福祉計画 ・都道府県障害児福祉計画 ・工賃向上計画

※障害児福祉計画、障害者福祉計画を一体作成できる旨法定

○医療分野

- ・都道府県医療計画 ・都道府県健康増進計画 ・都道府県感染症予防計画 ・都道府県肝炎対策推進計画

○教育分野

- ・教育大綱 ・都道府県教育振興基本計画 ・学校安全計画

(参考7) 地方公共団体における効率的・効果的な計画行政の取組

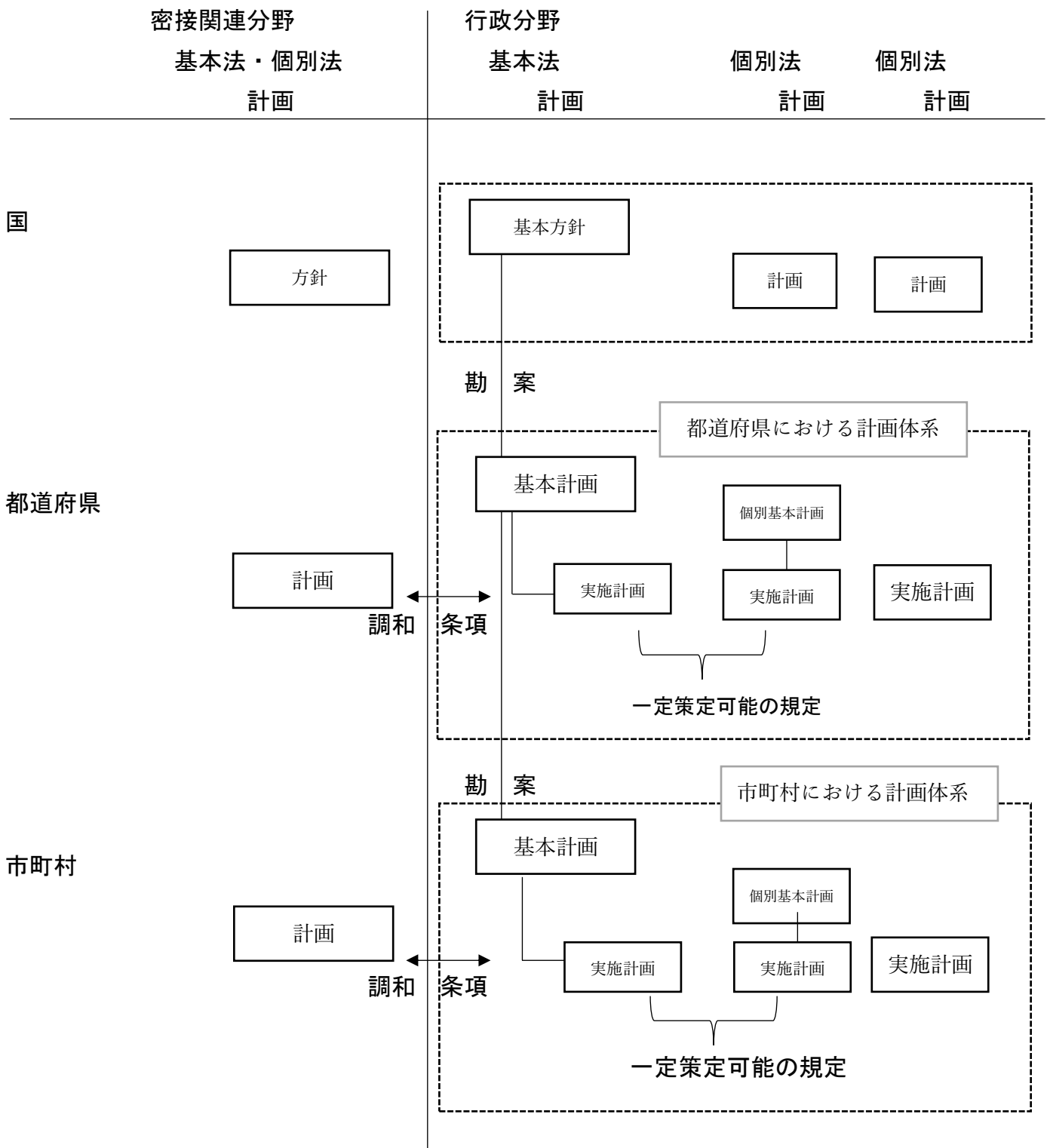
○地方公共団体の取組

．．．
．．．
．．．
．．．

○神戸市の取組

○一体的な策定、統合策定、総合計画での記載の例

(参考8) 計画の体系図のイメージ



(参考9) 参考となる規定例

<計画に係る規定とは、別に「目標」設定を規定するもの>

○雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）

（都道府県方針）

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における雨水の利用の推進に関する方針（以下この条及び次条第一項において「都道府県方針」という。）を定めることができる。

2 都道府県方針においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域の自然的社会的条件に応じた雨水の利用の方法（当該方法が地域ごとに異なる場合にあっては、当該地域ごとの方法）に関する基本的な事項
- 二 当該都道府県の区域内における雨水の利用の推進に関する施策に係る基本的な事項
- 三 その他当該都道府県の区域内における雨水の利用の推進に関する重要事項

3 都道府県は、都道府県方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（市町村計画）

第9条 市町村は、基本方針（都道府県方針が策定されているときは、基本方針及び都道府県方針）に即して、当該市町村の区域内における雨水の利用の推進に関する計画（以下この条において「市町村計画」という。）を定めることができる。

2 市町村計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた雨水の利用の方法（当該方法が地域ごとに異なる場合にあっては、当該地域ごとの方法）
- 二 当該市町村の区域内における雨水の利用の計画的な推進に関する施策の実施に係る事項
- 三 その他当該市町村の区域内における雨水の利用の計画的な推進に関する重要事項

3 市町村は、市町村計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第3章 雨水の利用の推進に関する施策

（国及び独立行政法人等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標）

第10条 国は、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定めるものとする。

2 国土交通大臣は、あらかじめ各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）及び独立行政法人等の主務大臣と協議して前項の目標の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、第一項の目標を公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の目標の変更について準用する。

（地方公共団体及び地方独立行政法人による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標）

第11条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、前条第一項の目標に準じて、当該地方公共団体及び地方独立行政法人が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定め、及び公表するよう努めるものとする。

<計画的な行政について規定するもの>

○いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第18条 1 略

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）

（都道府県の教育委員会の任務）

第10条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

○自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）

（自転車の通行の安全を確保するための交通規制）

第7条 都道府県公安委員会は、自転車道の整備と相まって、自転車の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

<責務規定として「施策を策定し」と規定するもの>

○高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、高齢社会対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

○科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、振興方針にのっとり、科学技術・イノベーション創出の振興に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

<新しい計画要素を既存の法律に基づく計画に追加するもの>

○成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）

（医療計画等の作成に当たっての配慮等）

第19条 都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

2・3 略

○消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）

第7条 市町村は、災害対策基本法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画において、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

2 市町村は、地区防災計画（災害対策基本法第四十二条第三項に規定する地区防災計画をいう。次項において同じ。）を定めた地区について、地区居住者等（同条第三項に規定する地区居住者等をいう。次項において同じ。）の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

3 地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

<基準の例>

○漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）

（漁獲割当割合の設定）

第 17 条 漁獲割当てによる漁獲量の管理を行う管理区分（以下この節並びに第二百二十四条第一項及び第三百十二条第二項第一号において「漁獲割当管理区分」という。）において当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源を採捕しようとする者は、当該管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に申請して、当該特定水産資源の採捕に使用しようとする船舶等ごとに漁獲割当ての割合（以下この款において「漁獲割当割合」という。）の設定を求めることができる。

2 前項の漁獲割当割合の有効期間は、一年を下らない農林水産省令で定める期間とする。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合の設定をしようとするときは、あらかじめ、漁獲割当管理区分ごとに、船舶等ごとの漁獲実績その他農林水産省令で定める事項を勘案して設定の基準を定め、これに従って設定を行わなければならない。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の再生産の阻害を防止するために漁業時期若しくは漁具の制限その他の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理を行う必要があると認めるとき、又は漁獲割当割合の設定を受けた者の間の紛争を防止する必要があると認めるときは、漁獲割当割合の設定を、当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕に係る漁業に係る許可等（第三十六条第一項若しくは第五十七条第一項の許可又は第三十八条（第五十八条において準用する場合を含む。）の認可をいう。）を受け、又は当該採捕に係る個別漁業権（第六十二条第二項第一号ホに規定する個別漁業権をいう。）を有する者（第二十三条第二項第一号において「有資格者」という。）に限ることができる。

○屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）

（広告物の表示等の制限）

第 4 条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）

第 5 条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

○当せん金付証券法（昭和 23 年法律第 144 号）

(当せん金付証券の売買)

第6条 当せん金付証券の作成、売りさばきその他発売及び当せん金品の支払又は交付（以下「当せん金付証券の発売等」という。）については、都道府県知事又は特定市の市長は、当せん金付証券の発売等の事務のうち都道府県又は特定市が自ら行うものを除き、銀行その他政令で定める金融機関（以下「銀行等」という。）の申請により、その事務をこれに委託して取り扱わせることができる。

2 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定により委託を受けた事務を行うことができる。

3 都道府県知事又は特定市の市長は、第一項の規定による委託を行おうとする場合には、当せん金付証券の発売等の事務のうち銀行等に委託して取り扱わせるもの（以下この項において「委託対象事務」という。）の範囲及び、一定期日までに申請する銀行等に対し、委託対象事務を委託して取り扱わせ、かつ、当せん金付証券の売得金のうち、次の各号に掲げる金額の合計額に相当するものを帰属させる旨を、当該当せん金付証券の発売期間の初日の三月前まで（災害その他特別の事情に対応するための公共事業等の費用の財源に充てるために緊急に発売する必要があるものとして総務大臣が指定する当せん金付証券に係る委託対象事務を委託して取り扱わせる場合にあつては、当該当せん金付証券の発売期間の初日の一月前まで）に公告しなければならない。

一 当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に対する一定の手数料相当額

二 前号に掲げるもの並びに当せん金付証券の購入者に支払った当せん金及びその者に交付した当せん品の購入に必要な経費の金額（以下「手数料相当額等」という。）を除くほか、委託対象事務の実施に必要な一定の経費の金額。ただし、手数料相当額等をもつて賄われるべき経費以外の経費で委託対象事務の実施に要したものの金額が当該一定の経費の金額に満たないときは、その要した経費の金額

4 前項第一号に掲げる手数料相当額の料率は、一当せん金付証券につき、証券金額の一割を超えない範囲で、発売する都道府県知事又は特定市の市長が、これを定める。

5 第一項の規定に基づいて委託を受けた銀行等（以下「受託銀行等」という。）は、その委託に係る都道府県知事又は特定市の市長の承認を得て、他の者に同項の規定により委託を受けた事務の一部を再委託することができる。

6 都道府県知事又は特定市の市長は、前項の承認をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、あらかじめ公表しなければならない。

7 何人も、当せん金付証券を転売してはならない。

<実施基準の例>

○消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

第 35 条の 5 都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者（第二条第九項に規定する傷病者をいう。以下この章において同じ。）の搬送（以下この章において「傷病者の搬送」という。）及び医療機関による当該傷病者の受入れ（以下この章において「傷病者の受入れ」という。）の迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下この章において「実施基準」という。）を定めなければならない。

- ② 実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 傷病者の心身等の状況（以下この項において「傷病者の状況」という。）に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準
 - 二 前号に掲げる基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称
 - 三 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準
 - 四 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準
 - 五 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準
 - 六 前二号に掲げるもののほか、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項
- ③ 実施基準は、医学的知見に基づき、かつ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画との調和が保たれるように定められなければならない。
- ④ 都道府県は、実施基準を定めるときは、あらかじめ、第三十五条の八第一項に規定する協議会の意見を聴かななければならない。
- ⑤ 都道府県は、実施基準を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

<要領の規定例>

○学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）

（危険等発生時対処要領の作成等）

第 29 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

（地方公共団体等職員対応要領）

第 10 条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

<条例の例>

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）

（実施方針）

第 5 条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 特定事業の選定に関する事項

二 民間事業者の募集及び選定に関する事項

三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

五 事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

（公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加）

第 17 条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、実施方針に、第五条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 選定事業者¹に公共施設等運営権を設定する旨

二 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

三 公共施設等運営権の存続期間

四 第二十条の規定により費用を徴収する場合には、その旨（あらかじめ徴収金額を定める場合にあっては、費用を徴収する旨及びその金額）

五 第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

六 利用料金に関する事項

（実施方針に関する条例）

第 18 条 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

<一体的な策定の規定例>

○水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成6年法律第8号）

（都道府県計画）

第5条 都道府県は、前条第一項又は第三項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、都道府県計画（対象水道原水の水質の保全を図るため、対象水道原水に係る取水地点を対象として、対象水道原水の水質の汚濁に相当程度関係があると認められる区域における地域水道原水水質保全事業の実施の促進について定める計画をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

2 都道府県計画に定められる地域水道原水水質保全事業の実施区域を含む特別措置法第四条第一項の指定地域において特別措置法第五条第一項の規定により水質保全計画が定められるときは、当該都道府県計画は、当該水質保全計画と一体のものとして作成することができる。

3 都道府県は、第一項の規定により都道府県計画を定めるときは、対象水道原水に係る取水地点の近傍に存在する取水地点であって、当該都道府県計画に定められる地域水道原水水質保全事業の実施が当該取水地点における水道原水の水質の保全に相当程度寄与すると認められるものについて、当該取水地点に係る水道事業者の意見を聴いた上で、併せて当該都道府県計画の対象とすることができる。

4 略

（河川管理者事業計画）

第7条 河川管理者は、第四条第四項の規定による通知があった場合において、必要があると認めるときは、河川管理者事業計画（対象水道原水の水質の保全を図るため、対象水道原水に係る取水地点を対象として、対象水道原水の水質の汚濁に相当程度関係があると認められる区域における河川水道原水水質保全事業の実施について定める計画をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

2 河川管理者は、前項の規定により河川管理者事業計画を定めようとする場合において、対象水道原水の水質の汚濁の状況及びその原因等からみて、その管理する河川と同一の水系に属する他の河川を管理する河川管理者による河川水道原水水質保全事業の実施が図られる必要があると認めるときは、当該他の河川を管理する河川管理者と共同して河川管理者事業計画を定めることができる。

3 河川管理者事業計画に定められる河川水道原水水質保全事業の実施区域を含む特別措置法第四条第一項の指定地域において特別措置法第五条第一項の規定により水質保全計画が定められるときは、当該河川管理者事業計画は、当該水質保全計画と一体のものとして作成することができる。

4～10 略

○こども基本法（令和4年法律第77号）

（都道府県こども計画等）

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。